第三十条の九の見出し中「に関する」を「等に関する」に改め、同条第一項中「在外選挙人名簿の登録」の下に「及び在外選挙人名簿への登録の移転」を加え、同条第二項中「在外選挙人名簿の登録」の下に「又は在外選挙人名簿への登録の移転」を加える。

第三十条の十一中「次の場合」を「次の各号のいずれか」に、「掲げる場合に該当する」を「該当するに至つた」に改め、同条第二号中「において住民票が新たに作成された」を「の区域内に住所を定めた年月日として戸籍の附票に記載された」に改め、同条第三号中「登録の際に登録される」を「在外選挙人名簿の登録又は在外選挙人名簿への登録の移転の際に在外選挙人名簿の登録又は在外選挙人名簿への登録の移転をされる」に改める。

第三十条の十三第一項中「受理し」を「受理し、」に改め、同条第二項中「在外選挙人名簿に登録される資格」を「在外選挙人名簿の被登録資格及び在外選挙人名簿の被登録移転資格」に、「及び」を「並びに」に改める。

第三十条の十六の見出し中「に関する」を「等に関する」に改め、同条中「在外選挙人名簿の登録」の下に「及び在外選挙人名簿への登録の移転」を加える。

（最高裁判所裁判官国民審査法の一部改正）

**第三条**　最高裁判所裁判官国民審査法（昭和二十二年法律第百三十六号）の一部を次のように改正する。

第一条中「裁判官」の下に「（以下「裁判官」という。）」を、「審査」の下に「（以下「審査」という。）」を加える。

第四条の次に次の一条を加える。

**第四条の二**（審査予定裁判官の通知等）　中央選挙管理会は、衆議院議員の任期満了の日前六十日に当たる日又は衆議院の解散の日のいずれか早い日以後直ちに、同日以後初めて行われる衆議院議員総選挙の期日に審査に付されることが見込まれる裁判官（以下この条において「審査予定裁判官」という。）の氏名その他政令で定める事項（審査予定裁判官がない場合には、その旨）を都道府県の選挙管理委員会に通知しなければならない。この場合において、審査予定裁判官が二人以上あるときは、中央選挙管理会がくじで定めた順序により、通知しなければならない。

前項又はこの項の規定による通知をした後次条第一項の規定による告示（以下「審査の告示」という。）までの間に裁判官が任命された場合には、中央選挙管理会は、直ちに、その旨及びその時における審査予定裁判官の氏名その他政令で定める事項を都道府県の選挙管理委員会に通知しなければならない。この場合において、審査予定裁判官が二人以上あるときは、中央選挙管理会がくじで定めた順序により、通知しなければならない。

前二項の規定による通知をした後審査の告示までの間に審査予定裁判官のいずれかがその官を失い、又は死亡した場合には、中央選挙管理会は、直ちに、その旨を都道府県の選挙管理委員会に通知しなければならない。

第一項又は第二項の規定による通知をした後審査の告示までの間に審査予定裁判官のいずれかについてその氏名又は第一項若しくは第二項に規定する政令で定める事項に変更が生じた場合には、中央選挙管理会は、直ちに、その旨を都道府県の選挙管理委員会に通知しなければならない。

前各項の規定は、中央選挙管理会が衆議院議員の任期満了の日前六十日に当たる日以後に第一項の規定による通知をした場合において、当該通知をした後衆議院議員の任期満了の日までの間に衆議院が解散されたときについて準用する。この場合において、同項中「衆議院議員の任期満了の日前六十日に当たる日又は衆議院の解散の日のいずれか早い日」とあるのは、「衆議院の解散の日」と読み替えるものとする。

前項に規定する場合における次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

| | | |
|---|---|---|
| 次条第二項 | 前条第一項 | 前条第五項において準用する同条第一項 |

次条第三項

| | |
|---|---|
| 前条第一項 | 前条第五項において準用する同条第一項 |
| 同条第一項 | 同条第五項において準用する同条第一項 |

次条第四項

| | |
|---|---|
| 前条第一項 | 前条第五項において準用する同条第一項 |
| 同条第二項 | 同条第五項において準用する同条第二項 |

次条第五項

| | |
|---|---|
| 前条第二項 | 前条第五項において準用する同条第二項 |
| 同条第二項 | 同条第五項において準用する同条第二項 |

| | |
|---|---|
| 第十四条第一項 | 第四条の二第五項において準用する同条第一項 |
| 第十四条第二項 | 第四条の二第五項において準用する同条第二項 |
| 第十六条の二第一項 | 第四条の二第五項において準用する同条第一項 |
| 同条第二項 | 同条第五項において準用する同条第二項 |

第五条中「審査の期日前十二日まで」を「衆議院議員総選挙の期日の公示の日」に改め、同条に次の四項を加える。

審査に付される裁判官が二人以上ある場合には、審査の告示における審査に付される裁判官の氏名の順序（以下この条及び次条第一項において「裁判官の氏名の告示順序」という。）は、前条第一項の規定による通知の順序によるものとする。

前条第一項の規定による通知によりその氏名を通知された裁判官（以下この項及び第十四条第一項において「通知裁判官」という。）のいずれかが、前条第一項の規定による通知をした後審査の告示までの間にその官を失い、若しくは死亡したこと又は審査の告示の日から審査の期日の前日までの間に年齢七十年に達することその他政令で定める事由により審査に付される裁判官とならなかつた場合において、なお審査に付される裁判官が二人以上あるときは、裁判官の氏名の告示順序は、前項の規定にかかわらず、同条第一項の規定による通知の順序から、審査に付される裁判官とならなかつた通知裁判官を除いた順序によるものとする。

前条第一項又は第二項の規定による通知をした後審査の告示までの間に裁判官が任命された場合において、審査に付される裁判官が二人以上あるときは、裁判官の氏名の告示順序は、前二項の規定にかかわらず、同条第二項の規定による通知（当該通知を二以上したときは、その直近のもの。次項において同じ。）の順序によるものとする。

前条第二項の規定による通知によりその氏名を通知された裁判官（以下この項及び第十四条第二項において「新通知裁判官」という。）のいずれかが、前条第二項の規定による通知をした後審査の告示までの間にその官を失い、若しくは死亡したこと又は審査の告示の日から審査の期日の前日までの間に年齢七十年に達することその他政令で定める事由により審査に付される裁判官とならなかつた場合において、なお審査に付される裁判官が二人以上あるときは、裁判官の氏名の告示順序は、前三項の規定にかかわらず、同条第二項の規定による通知の順序から、審査に付される裁判官とならなかつた新通知裁判官を除いた順序によるものとする。